



## 立憲主義に着目した法教育授業開発研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学釧路校 公開日: 2019-04-09 キーワード: 作成者: 池田, 泰弘, 森, 健一郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00008557">https://doi.org/10.32150/00008557</a>

# 立憲主義に着目した法教育授業開発研究

池田 泰弘<sup>1</sup>, 森 健一郎<sup>2</sup>

釧路市立北中学校<sup>1</sup>, 北海道教育大学釧路校<sup>2</sup>

## A Research on Law-Related Education Depending on Constitutionalism

IKEDA Yasuhiro<sup>1</sup>, MORI Kenichiro<sup>2</sup>

Kita Junior High School, Kushiro<sup>1</sup>

Hokkaido University of Education Advanced Teacher Professional Development Program<sup>2</sup>

### 要 旨

中学校社会科公民的分野における「憲法」の単元をどのように教えるべきか。また、立憲主義の理解を図るための授業はどのように開発すればよいのか。本研究の目的は、人権思想の歴史的理解を踏まえた憲法の教材の開発およびその可視化である。これらの二つの問いに対する答えは以下に示す通りである。①憲法の理念を探究する授業を開発できたこと。②憲法における抽象的・難解な法律用語を誰もが理解できる言葉で説明し、憲法の授業開発の手立てを可視化したこと。③憲法の理解を図るために、日本と欧米諸国における人権思想の違いを明確にする手立てを講じたこと。④憲法の考え方が登場する経緯を含めた学習内容の構成を示したこと。⑤立憲主義の理解を図る学習構成を取り入れたこと。今後の課題は、憲法という難解な内容を具体的な生活場面と結びつける授業の開発、授業における啓蒙思想家の取り扱いの検討、教材開発の新たな研究方法を模索していくことである。

### 1 はじめに

中学校社会科公民的分野における「憲法」の単元をどのように教えるべきか。中学校社会科公民的分野における憲法の学習内容は、憲法の意義や人権思想の歴史、憲法の基本原理を中心として構成されている。教科書では内容の理解を支える資料が多く掲載されているが、なぜ憲法が誕生したのかという問いに対する明示的な記述はない。

近年、提唱されている法教育において「法教育とは、憲法教育の活性化」<sup>1)</sup>と言われており、憲法教育は法教育の中核を成すと考えられる。法教育の内容構成にあたって憲法の原理を基盤とするとき、そのベースとなるのは立憲主義であろう<sup>2)</sup>。憲法は国家権力の制限規範であり、国民の人権を保障する近代立憲主義の考え方は、憲法を理解する上で必要不可欠な概念と位置付けられる。

しかし、法教育における立憲主義の重要性は確認されている<sup>3)</sup>ものの、憲法学の立場からは義務教育における憲法学習について「恐らくある種の条文などは暗記させられていた」のだが、「憲法を議論する際の、基本の基本のことが伝わっていない」<sup>4)</sup>という指摘がある。憲法の条文内容の解説や語句の暗記学習という印象が強く、憲法の理念を探究する学習の欠落が憲法学から問題視されている。

また、学校現場においては法律用語が抽象的・難解で解

釈・説明が難しいことから、「教えるにくい」という萎縮的な姿勢が生じている<sup>5)</sup>。それゆえ、憲法についての授業が開発されない傾向がある。教科書では人権思想の学習の前に憲法の意義を学習するため、憲法の意義がア・プリオリに強調される内容配列になっている。つまり、なぜ立憲主義の憲法が誕生したのかという問いに対する答えは教科書からは獲得できない構成となっている。

本研究の目的は、人権思想の歴史的理解を踏まえた憲法の教材を開発およびその可視化である。以下の手順で研究を進める。はじめに、先行研究として2004年11月に報告された法務省法教育研究会の報告書を検討し、問題点を抽出する。次に、その問題点を克服する授業開発の実際を提示する。最後に、本研究の成果と課題を述べる。

### 2 先行研究の検討

法務省の法教育研究会は、報告書『我が国における法教育の普及・発展を目指して』(2004年11月)の中で、「憲法の意義」に関する教材を作成した。法教育の先駆けとして存在する本教材は具体例も掲載されており、法教育の先駆的な役割を果たすものであった。憲法に該当する本教材の内容を配当時間ごとに分析した結果、以下の3つの問題点を指摘することができる。

第一時の「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」は、ある特定の人が政治を動かすという設定となっている。日本の歴史を振り返ってみよう。民意を反映できない統治システムを採用していた時代は、権威と権力の両方が作用していたことが理解できる。本教材の指導上の留意点にもあるように、特定の人々の政治がすべて悪い結果をもたらすわけではなく、政治を決めるプロセスにこそ問題があったと言わなければならない。みんなで決める「みんな」というのは、例えば一部の藩閥出身者や、政治の舞台に立つことができた少数の権力者である。そのため、他人のことを考えて決めることは、戦後の民主主義の政治でしかその対象にならない。公民的分野の学習は歴史的分野の学習を踏まえて成立するという視点から分析した時、果たしてどの時代の政治を想定して現代の政治にまで結びつけているのかという点や、選挙によって選ばれた代表者（＝ある特定の人）による政治という点が問題である。

第二時の「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはいけないこと」は、多数決の原理が取り上げられている。前時では、国の政治の在り方はみんなで決めるべきである（＝民主主義）と学習しているため、この学習の流れでは直接民主制が想定される。授業の中では、多数決で決めること、決めるべきではないことを考えさせているが、それはあくまで手続きに過ぎない。つまり、決め方を決めると、決めてはいけない内容を決めることが混同される可能性がある。掃除当番や座席の決め方は、決めなければ学校生活そのものが成立しない。個人の判断に任せられる昼休みの過ごし方や有志で作る学級新聞の内容は自由に決めてよいことは当然である。大切なのは、みんなで決める前に少数意見や弱者の意見を取り入れて議論することである。決めてはいけないことを多数決で決めた場合にも、それには従う義務があるのだろうか。学級の決め事のように、直接民主制に近い形であればいわばクラス全員が権力を持つと同じである。決定事項は覆すことができず、遡及的にも無効にすることはできない。たとえ51対49のように票が分かれても、決めてはいけないことは存在するのであり、それを権力者に対して縛る作用が必要になる。憲法という考え方が登場した経緯について理解できない点が問題である。

第三時の「憲法とは何か」は、前時からの流れを踏まえ、憲法の内容を把握させることから始まる。日本国憲法の内容を確認し、基本的人権の尊重や権力分立、立憲主義を理解させようとしても無理が生ずる。その理由は、人権の歴史的成果が全く学習されていないからである。一つの見解であるが、大日本帝国憲法は自由人権運動の成果を完全に反映したものではなく、そこに定められた国民の権利は欧米の市民革命のように国民が血と汗と涙を流して獲得したものではない。近代立憲主義の学習が抜けているため、なぜ憲法が必要となったのか、自由という考え方はどのように変わっていったのか、という視点の欠落が問題点である。

以上から、法務省法教育研究会報告書における「憲法の意義」に関する教材は、人権の歴史的理解を踏まえる構成となっていないため、立憲主義を十分理解させることが難しい教材となってしまっている。生徒に憲法の意義を十分に理解するためには、教科書の内容配列を変更し、人権の歴史性を踏まえた学習展開の構成が必要であると言えないだろうか。

### 3 授業開発の実際

#### 1) 授業のねらい

本稿で提案する授業は、学習指導要領の公民的分野(3)私たちと政治「人間の尊重と日本国憲法の基本原則」に基づいて設定されている。具体的な指導内容として、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本原則としていることや日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事行為が取り上げられている。内容の全般にわたって日本国憲法の基本的な考え方を理解させることが求められており、日本国憲法が基本的人権とそれを保障する政治機構によって構成されていることをとらえさせることが必要である。

本研究では、日本国憲法の基本的な考え方を理解させる上で、「憲法とは何か」という問いに対して人権の歴史的な理解を踏まえることを授業開発の目的とした。

#### 2) 授業づくりの視点

授業づくりにあたって、次の3点を視点として設定した。

第一に、教科書の内容をベースとした点である。特設的な授業では普及する力が弱くなるからである。また、授業の設定としては、指導内容に応じて資料プリントやワークシートを用いつつ、教科書をベースとしながら内容を再構成した。研究発表のための授業実践は、単元の時数を増やす特設的な意図を含むことが多いが、時数確保や進度上の問題から、教科書上の時間配当に合わせて授業を実施した。

第二に、一貫してワークシートを使用した点である。憲法という難しい内容をできる限り図表を用いてわかりやすく理解させる工夫を加えている。学習内容を整理する問いや考える問いを掲載し、自分で振り返る手立ても講じた。ワークシートを用いることによって理解の流れを可視化し、授業後に確認することでさらに理解が深まる可能性を期待した。板書では図表を書く内容や量に時間的制約が伴うため、ワークシートに掲載することによって学習効果が高まると考えた。

第三に、教科書を進める順番を変更し、憲法の歴史的理解から内容に入る配列を採用した点である。現実の授業では教科書をページ順に進めた時よりも順番を変えたほうが生徒にとって内容が理解しやすい場合があり、今回はそのケースにあたる。現行の教科書は憲法とは何かという問いから憲法の意義を述べているが、それでは憲法という人

類の所産がなぜ誕生したのかを理解することは難しい。授業の構成を考える場合、内容配列の検討は重要である。

### 3) 内容構成の視点

授業内容を構成するにあたって、次の3点を視点として設定した。

第一に、憲法を学習するにあたって時系列を重視し、人権思想から市民革命、そして世界から日本へという方向性を意識したことである。学習指導要領においては歴史的分野との関連付けが重視されている。今ある社会は歴史の延長上にあると考えたとき、時系列的な構成を取ることは自然な流れである。市民革命を経て日本に伝わった人権思想は、ヨーロッパで市民が血と汗を流して得た財産であるが、日本の場合は上から与えられた人権という観念が強く、人権に対する意識が違う点は必ず触れる必要がある。憲法学習は時系列や空間的な展開に配慮して授業を構成することができる数少ない単元である。

第二に、人権思想の歴史を学習するにあたり、ロック、モンテスキュー、ルソーが登場する前にホッブズを取り上げたことである。教科書の記述では、専制政治に苦しむ人々が人権思想に芽生え、人権尊重の政治を求める声が高まったとあるが、それ以前にホッブズが自然状態を唱え、人々が契約を結んで国家を作るという思想を掲げたことについては触れられていない。確かに、高度な内容であり、中学校で扱う内容ではないが、あえて取り込むことによって人権思想の流れが見えてくる。哲学的な深い内容を含むため、生徒に提示する言葉一つでさえ迷う面があるが、啓蒙思想家の考えに一步踏み込むことにより、憲法の理解が深まるのではないかと考えた。

第三に、立憲主義に着目した授業構成を行っていることである。憲法は政治権力（国家）を制限するものである。憲法によって政治権力を制限し、憲法に基づいて国の政治を行う考え方を立憲主義という。憲法学で語る近代立憲主義は人民の権利の保障と国家権力の制限を基本目的とするもの<sup>9)</sup>であり、それは今もなお権力支配に対抗する論理として一定の意味があると解される。国家権力の上に立つ人間はたとえ意図せざる場合であったとしても、国民の自由や権利を奪うことがあってはならない。大日本帝国憲法では不十分な権力規制であったが、日本国憲法では第99条でこの点が明文化された。憲法が権力の行き過ぎを防ぎ、基本的人権の保障と実現を目指す役割があることを意識した授業を構成した。

## 4) 開発した授業の実際

### (1) 単元名

単元名は「第2章 人権を尊重する日本国憲法 第1節 民主主義を支える日本国憲法」である。平成29年7月中旬に公立中学校第3学年(3クラス)において授業実践を行った。3クラスともに同一進度・同一教材で授業を行った。

### (2) 単元の指導計画

表1の単元の指導計画は、配当時間と主な学習内容を示している。第1時は、日本国憲法の大まかな構成と歴史的背景、憲法の三原則について学習する。第2時は、市民革命を通して自由・平等の概念が広まったことや、憲法が誕生する背景や立憲主義について学習する。第3時は、人権の歴史とともに日本における人権の登場、大日本帝国憲法について学習する。第4時は、立憲主義の観点から日本国憲法の制定を理解し、大日本帝国憲法と日本国憲法の特徴の違いについて考える。単元の振り返りとして、立憲主義の意義をまとめる。

### (3) 授業目標と評価の観点

表2の授業目標は、配当時間と授業目標、評価の観点を示している。

第1時は、日本国憲法の前文や全体構成の学習を通して、日本国憲法への興味や関心を高めることや日本国憲法の基本的な考え方を理解することが授業の目標である。

第2時は、市民革命を通して憲法が生まれた背景を考え、憲法の地位や立憲主義の考え方を理解することが授業の目標である。

第3時は、憲法が定める自由の意味を考え、ヨーロッパや日本の人権の歴史について立憲主義の観点から理解することが授業の目標である。

第4時は、立憲主義の観点から日本国憲法の制定を理解し、大日本帝国憲法と日本国憲法の特徴の違いについて考えることが授業の目標である。単元のまとめとして、立憲主義の意義を確認する。

### (4) 授業展開とワークシート

表3と表4は、本研究の中心部分となる第2時と第3時の授業展開である。また、図1と図2は第2時で使用したワークシートである。

第2時の導入部分では、現在の憲法がなくなれば実際にはどのようなことが起こるのかを予想させる。自由や平等がなくなればどのような社会になるのかを具体的に考えさせる。展開場面では憲法はなぜ誕生したのかという本時の課題を提示する。市民革命を経て人の支配から法の支配に統治システムが変化した結果、政治権力を制限するために憲法が誕生したことを理解させる。また、憲法には自由や平等を保障する内容と政治の仕組みが定められていることを理解させる。終末部分では立憲主義の憲法の意味を確認し、法治国家の意義に触れる。

表1 単元指導計画（池田作成）

時 数	主 な 学 習 内 容
第 1 時	①日本国憲法の制定日や章の構成など全体のアウトラインについて理解する。 ②日本国憲法前文を読み、前文に込められたねらいについて歴史的背景を踏まえて理解する。 ③日本国憲法の基本的な考え方を理解する。
第 2 時	①2つの革命を通して憲法が生まれた背景を考える。また、個人の自由を守るためには政治権力にルールが必要であることを理解する。 ②憲法は、政治権力を制限する立憲主義の考え方に則って作られていることを理解する。
第 3 時	①憲法が定めた自由の意味の移り変わりを考え、人権の歴史を理解する。 ②日本における人権の登場について、立憲主義の観点から理解する。また、大日本帝国憲法の特色を考える。
第 4 時	①日本における憲法の制定について、ヨーロッパとの背景の違いを踏まえてその特色を立憲主義の観点から理解する。 ②大日本帝国憲法と日本国憲法との人権規定の違いや新たに保障された内容について考える。 ③本単元の学習内容を振り返る。

表2 授業目標と評価の観点（池田作成）

時 数	授 業 の 目 標 と 評 価 の 観 点
第 1 時	①日本国憲法の前文や全体構成について、興味や関心を持つことができる。 【関心・意欲・態度】 ②日本国憲法の基本的な考え方を理解することができる。【知識・理解】
第 2 時	①アメリカ独立革命、フランス革命を通して、憲法が生まれた背景を考えることができる。 【思考・判断・表現】 ②人の支配から法の支配への変化を通して、憲法の地位や立憲主義の考え方を理解することができる。【知識・理解】
第 3 時	①憲法が定めた自由の意味の移り変わりを考え、人権の歴史を理解する。 ②日本における人権の登場について、立憲主義の観点から理解する。また、大日本帝国憲法の特色を考える。
第 4 時	①日本における憲法の制定について、ヨーロッパとの背景の違いや大日本帝国憲法との違いを踏まえて、その特色を立憲主義の観点から理解することができる。【知識・理解】 ②今までの学習内容を振り返り、立憲主義の意義について説明することができる。 【資料活用の技能】

第3時の導入部分では、市民革命を通して得た自由の意味を考えさせる。展開部分では自由の意味の変化を、資本主義の発展や社会権の登場に伴う国家の役割と関連付けながら理解させる。また、日本や欧米諸国の人権の歴史について教科書の資料から時系列で整理させる。2つの大戦中は人権の発展ではなく制限が実施されたことにも触れる。欧米の人権の歴史を踏まえ、日本において人権の考え方がどのように登場したのかを理解させる。終末部分では自由の意味の変化と大日本帝国憲法は立憲主義の考え方が反映されていないことを確認する。

図1は、授業の前半部分を示している。学習課題を提示し、憲法が生まれた背景について啓蒙思想家の主張を簡潔に整理した。専制政治に対する不満から市民革命が起こり、人間尊重の社会の実現や政治権力にルールが必要になった過程を図で示すことによって理解が深まると考えた。

図2は、授業の後半部分を示している。統治機構の変化を図で整理し、憲法の構造を解説した。また、憲法の2つの内容や立憲主義の意味、法治国家といった抽象的概念を少しでもわかりやすく説明するために丁寧な解説を加え、憲法に対する理解が促されることを目指した。

#### 4 研究の成果と課題

最後に本研究の成果と課題を述べる。成果は次の5点である。

一点目は、憲法の理念を探究する授業を開発したことである。従来の公民的分野における憲法学習は日本国憲法の三原則や憲法の条文内容の把握が中心であり、憲法は暗記するという意識が強かった。しかし、憲法の必要性や法の支配、法治国家、立憲主義を扱う授業を開発したことによって、生徒が憲法の条文を暗記するのではなく憲法を考える授業への転換を図ることができた。

二点目は、憲法における抽象的・難解な法律用語を誰もが理解できる言葉で説明し、憲法の授業開発の手立てを可視化したことである。例えば、立憲主義は具体的な説明が難しい概念である。法が権力者を支配するという考え方を図式化し、法の支配の考え方をイメージすることができた。また、実際に授業構成や単元構成をどのような視点で考えるのか、あるいは授業展開やワークシートの実際を提示することができた。そのことによって実践の追試が可能となり、今後の憲法の授業開発を期待することができる。

三点目は、日本と欧米諸国における人権思想の違いを明確にする手立てを講じたことである。第3時では、人権の歴史的な文脈を授業の中で重点的に取り上げた。ヨーロッパにおいて自由・平等の考え方が普及した頃、日本では自由・平等の観念が発生せず、権力者に従属する意識が強かった。明治以降、自由民権運動の隆盛を背景に自由や平等の考えの広まりが期待されたが、大日本帝国憲法では一部し

か採用されなかった。この授業を通して人権に対する考え方は国民が自ら獲得したものか、あるいは権力者から付与されたものかの相違を確認することができた。

四点目は、憲法の考え方が登場する経緯を含めた学習内容の構成を示したことである。教科書の記述や法教育研究会報告書における教材では、なぜ憲法が登場したのかという点は触れられていない。人権の歴史的理解を踏まえて憲法の意義を考える順番で学習を進めていけば、憲法が誕生する経緯を扱う必然性が生ずる。人権思想の発達と憲法の誕生は密接不可分なものである。教科書の内容配列や授業構成の問題を克服することによって、なぜ立憲主義の憲法が誕生したのかという問いに対する答えを獲得することが可能になった。

五点目は、立憲主義の理解を図る学習構成を取り入れたことである。市民革命後のヨーロッパでは国家権力を制限して国民の自由・権利を保障する近代立憲主義が採用された。しかし、資本主義の矛盾を経験したことによって、積極国家として国家が機能し、国家による自由が保障される現代立憲主義へと変化した。第3時と第4時の学習を通して、立憲主義の考え方がどのように展開し、変容を遂げていくのかを理解することができた。

今後の課題として、次の3点を指摘することができる。

一点目は、憲法という難解な内容を具体的な生活場面と結びつける授業構成にならなかったことである。今後、憲法とは何か、立憲主義とは何かを理解するために具体的な生活場面からアプローチする構成を検討していきたい。授業構成を考える際、資料の選定や使い方が学習活動を左右する。現実に行っている憲法上の問題や考え方を文字化し、かつ授業の内容構成に適切な資料として新聞記事が考えられる。新聞記事の活用を通して、新たな授業開発の方向性を検討したい。

二点目は、授業における啓蒙思想家の取り扱いの是非である。人権の歴史的理解を目指すにあたり、ホッブズ、モンテスキュー、ルソーという社会思想家を扱うことは法哲学や法思想史を紐解くことになる。それは中学生に政治哲学の内容を説明することになり、知識に偏った指導に陥る危険性が生ずる。授業内容の理解のためには思想家の考えを辿ることは妥当なのか。今後は社会科における思想家を教材の対象とする場合、その意義や教材化の方法を検討していきたい。

三点目は、教材開発の新たな研究方法を模索していくことである。教材学の見解によれば、教師や子どもが学習に参加すること自体が教材開発であり、「教師と子どもが学習に参加している限り、教材は動態的文脈において常に開発され続けるという発展性が含まれる」という<sup>7)</sup>。そこには、教師主導ではなく、子供とともに教材を開発していく視点を読み取ることができる。教師が教材開発や授業開発した結果を子どもの学習評価とともに振り返り、教材開発の更新性を高めていく方法を検討したい。

表3 第2時の授業展開（池田作成）

過程	学 習 活 動	教師の主な働きかけ	留 意 点
導 入 15分	1.前時の復習をする。 2.もし、現在憲法がなくなったらどのような社会になるのかを予想する。	・前文の考え方を確認する。 ・自分の生活がどのように変化するかを考えさせる。	・憲法のない社会をイメージさせる。
展 開 30分	3.本時の課題を提示する。		
	<b>憲法はなぜ誕生したのか？</b>		
	4.憲法が生まれた背景について、啓蒙思想や市民革命の成果を踏まえて考える。 5.統治システムが変化し、憲法の位置づけやその内容が変化したことを理解する。	・市民革命の成果を中心に考えさせる。 ・憲法の地位や内容、立憲主義の考え方を理解させる。	・啓蒙思想の説明は簡潔にまとめる。
終 末 5分	7.今日の学習を振り返る。 ・啓蒙思想や市民革命を経て、政治権力にはルールが必要であることから、立憲主義の憲法が誕生した。	・憲法がなければならぬ理由や憲法が生まれた背景を整理する。	・理解しにくい部分は補足する。

表4 第3時の授業展開（池田作成）

過程	学 習 活 動	教師の主な働きかけ	留 意 点
導 入 5分	1.憲法が誕生した歴史や憲法の持つ2つの内容について確認する。 2.自由とは何かを予想させる。	・復習としてワークシートで確認する。 ・イメージを大切にします。	・時間をかけずに整理する。
展 開 30分	2.本時の課題を提示する。		
	<b>人権はどのように保障されていったのか？</b>		
	3.憲法が定める自由について、国家の役割の変化を中心に考える。 4.人権の歴史について、教科書から調べてワークシートに記入する。 5.日本における人権の登場について、歴史的背景を踏まえて、大日本帝国憲法に定められた人権の特徴を考える。	・自由の恩恵を受ける国民の姿をイメージさせる。 ・各国の人権の歴史を時系列で整理する。 ・大日本帝国憲法はヨーロッパとは違う流れで制定されたことを強調する。	・現在の生活と比較させる。 ・立憲主義の考え方がない点に注目させる。
終 末 15分	6.今日の学習を振り返る。 ・時代とともに自由の意味は変化した、世界的に保障されるようになった。 ・大日本帝国憲法には立憲主義の考え方が反映されず、不十分な人権規定であった。	・歴史的分野での既習内容とも関連付けて説明する。 ・次時に日本国憲法との比較で考えることを予告する。	・人権獲得の成果を強調する。

## （「憲法」とは何か？②）

### 今日の課題

# 憲法はなぜ誕生したのか？

### 1. 憲法が生まれたのはどんな背景（歴史）があるのか？

**ホッブズ**（イギリス）『リヴァイアサン』（本の表紙→）

政府のない状態＝自然状態

→「万人の万人に対する戦い」が起こる

→それを避けるために人々は契約を結んで国家を作る

→人々は国家に自分たちの権利を渡し、国家は人々を支配する

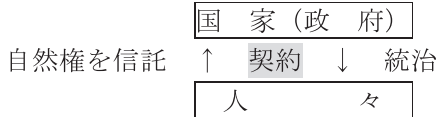


\*本当に闘争が起こるのか？（二人の思想家が反論！）



イギリス：① **ロック** 『統治論（市民政府）二論』

→人は生まれながら自由かつ平等であり、自然権（生命・自由・財産を守る権利）を持つ



政府が自然権を侵害する場合には国家に抵抗する権利を持つ（抵抗権）

フランス：② **ルソー** 『社会契約論』…人民が主権者になり、政府は国民に雇われる



実際にヨーロッパの国々では、国王が好き勝手に行う政治＝③ **専制政治** が行われた

王様のせいで不幸になった

人々の意見を無視している

王様の暴走を止める方法がない

人の自由や生命は王様でも奪うことができないのでは？

こうした声から人が生まれながらに持っている権利＝④ **人権** という考えが生まれる

※市民が立ち上がり、国王に人権の考えを認めさせる行動に（市民革命）



1775年 ⑤ **アメリカ独立革命**

1776年 ⑥ **アメリカ独立宣言**

1789年 ⑦ **フランス革命**

1789年 ⑧ **フランス人権宣言**

つまり、2つの革命を通して得たことは…

◆個人の自由・平等を認めさせる⇒⑨ **人間尊重の社会** を目指す

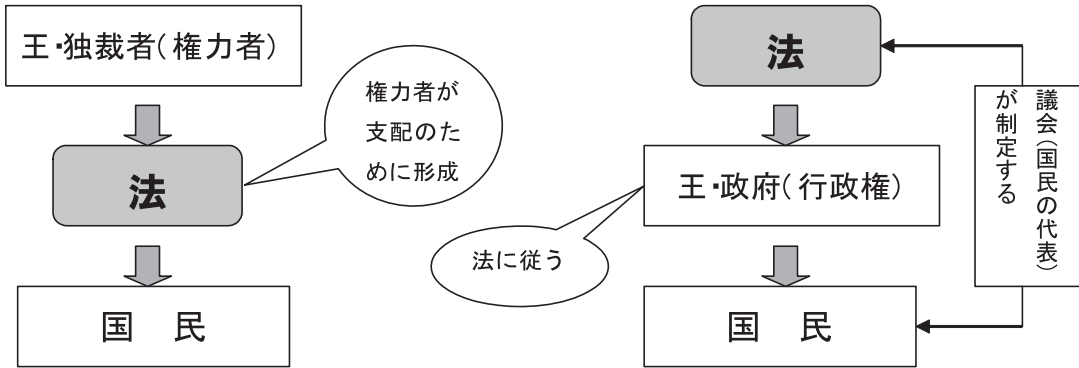
◆権力者をいかに制限するか ⇒⑩ **政治権力にはルールが必要である**

図1 第2時で使用したワークシート(左面, 池田作成)

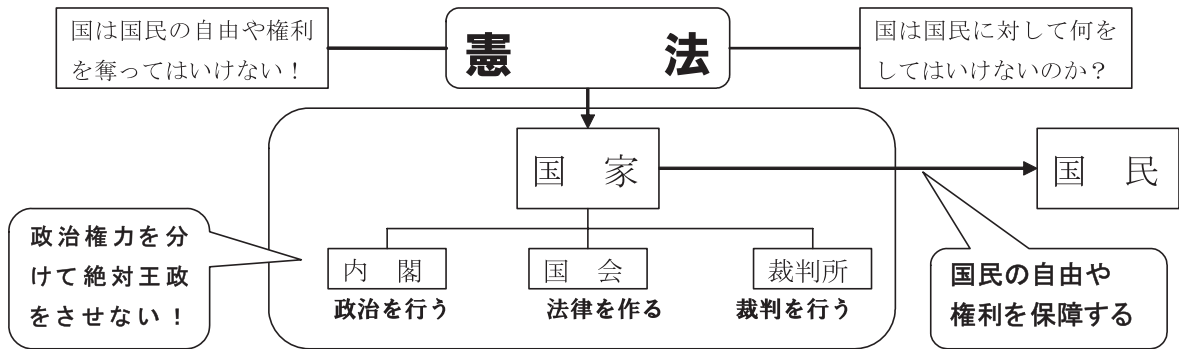
3年 組 番 名前

2. 国を治めるシステムはどのように変化したのか？

⑪ 人の支配 から ⑫ 法の支配 へ



「法の支配」における法が⑬ 憲法 である。権力者の意思の上に法を置くため、国の支配の基本となる。そのため、憲法は「国の基本法」と呼ばれる。また、法の中で最も高い地位にあるため、憲法は国の⑭ 最高法規 と呼ばれる。



憲法は大きく2つの内容がある。

- (1) 国民の自由や権利を保障する内容 ← 市民革命によって人類が命がけで得た財産
- (2) どこで法律を作るのか、誰がどのように政治を行うのか、あるいは国民の自由や権利が侵害された場合に誰がどのように救済するのかという政治のしくみ

憲法は政治権力（国家）を制限するものである。憲法によって政治権力を制限し、憲法に基づいて国の政治を行う考え方を⑮ 立憲主義 という。そして、人権の保障と政治の仕組みが示されている憲法を⑯ 立憲主義の憲法 という。

しかし、憲法で制限されているといっても、権力者が絶対王政のように1人で強大な権力を持てば国民の自由を奪う可能性は考えられる。そのため、政治権力の行き過ぎを防ぐために、政治権力を分散させている。

このように憲法を頂点としながら、国民の自由や権利を尊重する法律を作ることを前提に政治が行われる国のことを⑰ 法治国家 という。

図2 第2時で使用したワークシート(右面, 池田作成)

本稿は、池田が本文と図表を担当し、森が全体の構成と授業目標の精査を担当した。

## 註

- 1) 大村敦志・土井真一編著（2009年）『法教育のめざすもの—その実践に向けて—』, 商事法務, 20頁.
- 2) 渡邊弘（2010年）「法を学ぶための法教育入門」『法学セミナー』662号, 17頁. 吉田俊弘（2010年）. 「法教育の実践から見えてくるもの」『法学セミナー』662号, 21頁.
- 3) 新岡昌幸（2014年）「法教育における憲法教育の課題と展望」『法と教育』Vol. 4, 商事法務, 19頁. 斎藤一久（2010年）. 「法教育における憲法教育と憲法学—憲法学は非常識か?」『法学セミナー』662号, 30～31頁.
- 4) 樋口陽一（2011年）『いま, 憲法は「時代遅れ」か〈主権〉と〈人権〉のための弁明』, 平凡社, 4頁.
- 5) 北川善英（2012年）「公教育と法教育—現状と課題—」『日本教育法学会年報』第41号, 有斐閣, 47頁, 62～63頁.
- 6) 芦部信喜（2007年）『憲法』第四版, 岩波書店, 16～17頁.
- 7) 小野沢美明子（2017年）「関係概念としての『教材開発』」の再解釈—総合学習の実践に着目して—, 『日本教材学会第29回研究発表大会研究発表要旨集』, 33頁.